

安芸太田町告示第 13 号

安芸太田町病院事業あり方検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 14 日

安芸太田町長 橋 本 博 明

安芸太田町病院事業あり方検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 町は、安芸太田町病院事業（以下「病院事業」という。）の今後の運営等のあり方について、専門的な見地から有識者等の意見を求めるため、安芸太田町病院事業あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議し、その結果を町長に報告書として提言するものとする。

- (1) 病院事業の経営課題と将来のあり方検討に関する事項
- (2) 地域医療の確保に関する事項
- (3) その他あり方検討に必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 医療や病院経営に精通している者
- (2) 町内社会福祉施設関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 町議会議員
- (5) 町民を代表する者
- (6) 町地域医療を守る会会員
- (7) 病院事業管理者
- (8) その他町長が必要と認める者

2 委員会には、必要に応じオブザーバー等を置くことができる。

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日の属する年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

2 事故、その他事由で、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、最初の会議は、町長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 会議は非公開とするが、個人情報等を削除した上で会議録を作成し、公表する。

(報酬及び費用弁償)

第6条 委員の報酬等については、安芸太田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年条例第39号）の定めるところによる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、健康福祉課において所管する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。